

## 脳死臓器移植法の改正に関する要望書 (案)

若年者心疾患対策協議会は、40年前の発足以来東海、北陸、近畿、中国、四国地区の大学等研究機関、府県医師会、郡市医師会等とともに若年者心疾患の予防、早期発見ならびに患者の管理といった保健事業に取り組んできました。近年、関係省令の改正や財政的な措置により、長年我々が要望してきました若年者心疾患患者の管理対策が格段に推進され、その治療が広く行なわれるようになったことは喜ばしいことと感謝いたしております。

しかし乍らそのような諸施策によっても今日なお治療の対象とならない患者が残されています。重症の複雑心奇形や小児拡張型心筋症、および川崎病に起因する重篤な心疾患の患者達です。

これらの患児は諸外国では心臓移植を受けることにより、1年生存率80乃至90%、5年生存率70乃至80%という成績が得られています。一方わが国では、15歳未満者からの臓器提供が法的に不可能なために、乳幼児、小児は心臓移植が行いえない状況にあります。これを受けるための多額の費用を調達出来た患児のみが、海外においてその国で提供された臓器の移植を受けることにより、生きる道を求めているのが現状です。

当協議会は昨年も総会に際し要望書を提出しましたが、15歳未満の乳幼児、小児においても親の承諾によって脳死体からの臓器提供が可能とし、この年齢層の患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改正を要望します。現行法の付則に記された改正の時期を大中に過ぎた今日、今期通常国会での成立を期待します。

現在自民党の脳死・生命倫理及び臓器移植調査会は臓器移植法改正に向けて「本人の拒否の意思表示がなされなければ遺族承諾のみで臓器提供を行い得る」という素案を作成され、現在なお検討中とのことが報ぜられています。言うまでもなく、本邦における脳死臓器移植が先進諸国の中で極端に少ないのは、脳死者の書面による承諾が無ければ臓器を提供できないという、諸外国には例をみない法律が主因であり、上記の改正を一日も早く実現して頂くよう要望いたします。

平成21年 1月31日

第41回若年者心疾患対策協議会総会会長  
鳥取県医師会会長 岡本公男

若年者心疾患対策協議会会長 北村惣一郎

衆議院議長殿

参議院議長殿

厚生労働大臣殿

生命倫理議員連盟会長殿

### 脳死臓器移植法の改正に関する要望書（案）

若年者心疾患対策協議会は、40年前の発足以来東海、北陸、近畿、中国、四国地区の大学等研究機関、府県医師会、郡市医師会等とともに若年者心疾患の予防、早期発見ならびに患者の管理といった保健事業に取り組んできました。近年、関係省令の改正や財政的な措置により、長年我々が要望してきました若年者心疾患患者の管理対策が格段に推進され、その治療が広く行なわれるようになったことは喜ばしいことと感謝いたしております。

しかし乍らそのような諸施策によっても今日なお治療の対象とならない患者が残されています。重症の複雑心奇形や小児拡張型心筋症、および川崎病に起因する重篤な心疾患の患者達です。

これらの患児は諸外国では心臓移植を受けることにより、1年生存率80乃至90%、5年生存率70乃至80%という成績が得られています。一方わが国では、15歳未満者からの臓器提供が法的に不可能なために、乳幼児、小児は心臓移植が行いえない状況にあります。これを受けるための多額の費用を調達出来た患児のみが、海外においてその国で提供された臓器の移植を受けることにより、生きる道を求めているのが現状です。

当協議会は昨年も総会に際し要望書を提出しましたが、15歳未満の乳幼児、小児においても親の承諾によって脳死体からの臓器提供が可能とし、この年齢層の患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改正を要望します。現行法の付則に記された改正の時期を大中に過ぎた今日、今期通常国会での成立を期待します。

現在自民党の脳死・生命倫理及び臓器移植調査会は臓器移植法改正に向けて「本人の拒否の意思表示がなされなければ遺族承諾のみで臓器提供を行い得る」という素案を作成され、現在なお検討中とこのことが報ぜられています。言うまでもなく、本邦における脳死臓器移植が先進諸国の中で極端に少ないのは、脳死者の書面による承諾が無ければ臓器を提供できないという、諸外国には例をみない法律が主因であり、上記の改正を一日も早く実現して頂くよう要望いたします。

平成20年1月26日

第40回若年者心疾患対策協議会総会会長

大阪府医師会会長 酒井 國男  
若年者心疾患対策協議会会長 北村惣一郎

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
厚生労働大臣 殿  
生命倫理議員連盟会長 殿

## 脳死臓器移植法の改正に関する要望書（案）

若年者心疾患対策協議会は、30余年前の発足以来東海、北陸、近畿、中国、四国地区の大学等研究機関、府県医師会、都市医師会等とともに若年者心疾患の予防、早期発見ならびに患者の管理といった保健事業に取り組んできました。近年、関係省令の改正や財政的な措置により、長年我々が要望してきました若年者心疾患患者の管理対策が格段に推進され、その治療が広く行なわれるようになったことは喜ばしいことと感謝いたしております。

しかし乍らそのような諸施策によっても今日なお治療の対象とならない患者が残されています。重症の複雑心奇形や小児拡張型心筋症、および川崎病に起因する重篤な心疾患の患者達です。

これらの患児は諸外国では心臓移植を受けることにより、1年生存率80乃至90%、5年生存率70乃至80%という成績が得られています。一方わが国では、15歳未満者からの臓器提供が法的に不可能なために、乳幼児、小児は心臓移植が行いえない状況にあります。これを受けるための多額の費用を調達出来た患児のみが、海外においてその国で提供された臓器の移植を受けることにより、生きる道を求めているのが現状です。

当協議会は昨年も総会に際し要望書を提出しましたが、15歳未満の乳幼児、小児においても親の承諾によって脳死体からの臓器提供が可能とし、この年齢層の患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改正を要望します。現行法の付則に記された改正の時期を大中に過ぎた今日、今期通常国会での成立を期待します。

現在自民党の脳死・生命倫理及び臓器移植調査会は臓器移植法改正に向けて「本人の拒否の意思表示がなされなければ遺族承諾のみで臓器提供を行い得る」という素案を作成され、現在なお検討中とのことが報ぜられています。言うまでもなく、本邦における脳死臓器移植が先進諸国の中で極端に少ないのは、脳死者の書面による承諾が無ければ臓器を提供できないという、諸外国には例をみない法律が主因であり、上記の改正を一日でも早く実現して頂くよう要望いたします。

平成19年2月4日

第39回若年者心疾患対策協議会総会会長

岐阜県医師会会長

野尻 擴

岐阜市医師会会長

山内 英通

若年者心疾患対策協議会会長

北村惣一郎

衆議院議長殿

参議院議長殿

厚生労働大臣殿

生命倫理議員連盟会長殿

自民党「脳死・生命倫理及び臓器移植調査会」会長殿

脳死臓器移植法の改正に関する要望書

若年者心疾患対策協議会は、30余年前の発足以来北陸、東海、近畿、中国、四国地区の大学等研究機関、府県医師会とともに若年者心疾患の予防、早期発見ならびに患者の管理といった保健事業に取り組んできました。近年、関係省令の改正や財政的な措置により、長年我々が要望してきました若年者心疾患患者の管理対策が格段に推進され、その治療が広く行なわれるようになったことは、誠に喜ばしいことと感謝いたしております。

しかし乍らそのような諸施策によっても今日なお治療の対象とならない患者が残されています。重症の複雑心奇形や小児拡張型心筋症、および川崎病に起因する重篤な心疾患の患者達です。

これらの患児は諸外国では心臓移植を受けることにより、1年生存率80乃至90%、5年生存率70乃至80%という成績が得られています。一方、わが国では、15歳未満者からの臓器提供が法的に不可能なために、乳幼児、小児は心臓移植が行いえない状況にあります。これを受けるための多額の費用を調達出来た患児のみが、海外においてその国で提供された臓器の移植を受けることにより、生きる道を求めているのが現状です。

当協議会は昨年も総会に際し要望書を提出しましたが、15歳未満の乳幼児、小児においても親の承諾によって脳死体からの臓器提供を可能とし、この年齢層の患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改正を要望します。現行法の付則に記された改正の時期を大巾に過ぎた今日、今期通常国会での成立を期待します。

現在、自民党の脳死・生命倫理及び臓器移植調査会は臓器移植法改正に向けて「本人の拒否の意思表示がなされなければ遺族承諾のみで臓器提供を行い得る」という素案を作成され、現在検討中とのことが報ぜられています。言うまでもなく、本邦における脳死臓器移植が先進諸国の中で極端に少ないのは、脳死者の書面による承諾が無ければ臓器を提供できないという、諸外国には例をみない法律のためであり、上記の改正を一日も早く実現して頂くよう要望いたします。

平成18年1月29日

衆議院議長殿

参議院議長殿

厚生労働大臣殿

生命倫理議員連盟会長殿

自民党「脳死・生命倫理及び臓器移植調査会」会長殿

第38回若年者心疾患対策協議会総会会長

高知県医師会会長

高知市医師会会長

若年者心疾患対策協議会会長 北村 惣一郎

村山 博 貞  
永野 健五郎

### 脳死臓器移植法の改正に関する要望書

若年者心疾患対策協議会は、30余年前の発足以来東海、北陸、近畿、中国、四国地区の大学等研究機関、府県医師会とともに若年者心疾患の予防、早期発見ならびに患者の管理といった保健事業に取り組んできました。近年関係省令の改正や財政的な措置により、長年我々が要望してきました若年者心疾患患者の管理対策が格段に推進され、その治療が広く行なわれるようになったことは喜ばしいことです。

しかし乍らそのような諸施策によっても今日なお治療の対象とならない患者が残されています。重症の複雑心奇形や小児拡張型心筋症、および川崎病に起因する重篤な心疾患の患者達です。

これらの患児は諸外国では心臓移植を受けることにより、1年生存率70乃至80%、5年生存率60乃至70%という成績が得られています。一方わが国では、15歳未満の乳幼児、小児は法的に心臓移植が認められない状況にあり、海外においてこれを受けるための多額の費用を調達出来た患児のみが、諸外国においてその国で提供された臓器の移植を受けることにより、生命の延長をはかることの出来ているのが現状です。

当協議会は昨年も総会に際し要望書を提出し、現行法の付則に記された改正の時期を大中に過ぎた今日、15歳未満の乳幼児、小児においては、親の承諾によって脳死体からの臓器提供を可能にすることにより、この年齢層の患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改正を要望いたします。

現在自民党の脳死・生命倫理及び臓器移植調査会は、臓器移植法改正に向けて「本人の拒否の意思表示がなされなければ遺族承諾のみで臓器提供を行い得る」という素案を作成され、現在なお検討中とのことが報ぜられています。言うまでもなく、本邦における脳死臓器移植が先進諸国の中で極端に少ないのは、脳死者の書面による承諾が無ければ臓器を提供できないという、諸外国には例をみない法律のためであり、上記の改正を一日も早く実現して頂くよう要望いたします。

平成17年1月16日

第37回若年者心疾患対策協議会総会会長  
愛知県医師会会長 大輪次郎  
若年者心疾患対策協議会会長 北村 惣一郎

衆議院議長殿

参議院議長殿

厚生労働大臣殿

生命倫理議員連盟会長殿

自民党「脳死・生命倫理及び臓器移植調査会」会長殿

「写」

## 要 望 書

当若年者心疾患対策協議会は、30余年前の発足以来、中部、近畿、中国、四国地区の大学等研究機関、府県医師会とともに若年者心疾患の予防、早期発見、ならびに患者の管理といった保健事業に取り組んできました。近年関係省令の改正や財政的な措置により、長年我々が要望してきました若年者心疾患患者の管理対策が格段に推進され、その治療が広く行なわれるようになったことは喜ばしいことです。

然し乍らそのような諸施策によっても今日尚治療の対象とならない患児が残されています。重度の複雑心奇形や拡張型心筋症、および川崎病に起因する重篤な心疾患の患者達です。

これらの患児は諸外国では心臓移植を受けることにより、1年生存率70乃至80%、5年生存率60乃至70%という成績が得られています。一方我が国では、成人の心臓移植が可能となった今日尚、海外においてこれを受けるための多額の費用を調達出来た患児のみが、諸外国において、その国で提供された臓器の移植を受けることにより生命の延長をはかることの出来ているのが現状です。その理由は現在の我が国の臓器移植法では小児の臓器提供が不可能であるからです。

全国の主な医療施設におけるアンケート調査によれば、臓器移植法施行直前からの4年間に、18歳未満の108人が移植で救うことの出来る拡張型心筋症や原発性肺高血圧症などで亡くなっています。

心臓移植手術の成績は当初とは異なり、術後患者の95%が日常生活に支障なく、成人においては20年以上の生存者も報告されています。少子化を迎えた本邦において将来の貴重な人的資源ともなる小児を一人でも多く救うため、本邦においても一日も早く小児の心臓移植が開始されることを望むものです。

つきましては私達は臓器移植法の付則に記された見直しの時期を過ぎた今日、15歳未満の乳幼児、小児においては、親の承諾によって脳死体からの臓器提供を可能にするなどの方法により、この年齢層における患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改訂を要望致します。

平成15年2月23日

第35回若年者心疾患対策協議会総会会長

岡山県医師会会長 小谷 秀成

若年者心疾患対策協議会会長 川島 康生

衆議院議長殿

参議院議長殿

厚生労働大臣殿

生命倫理議員連盟 中山太郎会長殿

自民党「脳死・生命倫理及び臓器移植調査会」宮崎秀樹会長殿

## 要 望 書

当若年者心疾患対策協議会は、30余年前の発足以来、中部、近畿、中国、四国地区の大学等研究機関、府県医師会とともに若年者心疾患の予防、早期発見、ならびに患者の管理といった保健事業に取り組んできました。近年関係省令の改正や財政的な措置により、長年我々が要望してきました若年者心疾患患者の管理対策が格段に推進され、その治療が広く行なわれるようになったことは喜ばしいことです。

然し乍らそのような諸施策によっても今日尚治療の対象とならない患児が残されています。重度の複雑心奇形や拡張型心筋症、および川崎病に起因する重篤な心疾患の患者達です。

これらの患児は諸外国では心臓移植を受けることにより、1年生存率70乃至80%、5年生存率60乃至70%という成績が得られています。一方我が国では、成人の心臓移植が可能となった今日尚、海外においてこれを受けるための多額の費用を調達出来た患児のみが、諸外国において、その国で提供された臓器の移植を受けることにより生命の延長をはかることの出来ているのが現状です。その理由は現在の我が国の臓器移植法では小児の臓器提供が不可能であるからです。

全国の主な医療施設におけるアンケート調査によれば、臓器移植法施行直前からの4年間に、18歳未満の108人が移植で救うことの出来る拡張型心筋症や原発性肺高血圧症などで亡くなっています。

心臓移植手術の成績は当初とは異なり、術後患者の95%が日常生活に支障なく、成人においては20年以上の生存者も報告されています。少子化を迎えた本邦において将来の貴重な人的資源ともなる小児を一人でも多く救うため、本邦においても一日も早く小児の心臓移植が開始されることを望むものです。

つきましては私達は臓器移植法の付則に記された見直しの時期を過ぎた今日、15歳未満の乳幼児、小児においては、親の承諾によって脳死体からの臓器提供を可能にするなどの方法により、この年齢層における患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改訂を要望致します。

平成15年2月23日

第35回若年者心疾患対策協議会総会会長

岡山県医師会会長 小 谷 秀 成

若年者心疾患対策協議会会長 川 島 康 生

衆議院議長殿

参議院議長殿

厚生労働大臣殿

生命倫理議員連盟 中山太郎会長殿

自民党「脳死・生命倫理及び臓器移植調査会」宮崎秀樹会長殿

[写]

## 要 望 書

若年者心疾患の対策としては、早期発見、予防、ならびに患者の管理が治療とともに極めて重要であります。当若年者心疾患対策協議会は、30余年前の発足以来、大学等研究機関、地域府県医師会とともに積極的にこの保健事業に取り組んで参りました。近年行政機関において関係省令の改正や財政的な措置がなされ、長年我々が要望して参りました若年者心疾患患者の管理対策が格段に推進され、その治療がひろく行なわれるようになったことは誠に喜ばしいところです。

然し乍そのような今日にあって、上記の諸施策によっても尚治療の対象とする事の出来ない患児が残されております。重度の複雑心奇形や拡張型心筋症、および極めて重篤な川崎病に起因する心疾患の患者達であります。これらの患児は諸外国においては先進医療のひとつである心臓移植を受けることによって、1年生存率70乃至80%、5年生存率60乃至70%という成績が得られています。然し乍我が国においては、幸いにして海外においてこれを受けるだけの多額の費用を調達することの出来た患児のみが、諸外国においてその地で提供された臓器の移植を受けることにより生命の延長をはかることの出来ているのが現状です。

この心臓移植手術の遠隔成績は当初とは異なり、術後患者の95%が日常生活に支障なく、成人においては20年以上の生存者も少なからず報告されています。少子化を迎えた本邦において将来の貴重な人的資源ともなる小児を一人でも多く救うため、本邦においても一日も早く小児の心臓移植が開始されることを望むものであります。

つきましては私達は本年臓器移植法の見直しの時期にあたり、15歳未満の乳幼児、小児においては、親の承諾によって脳死体からの臓器提供を可能にするなどの方法により、この年齢層における患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改訂を要望致します。

平成12年1月30日

第32回若年者心疾患対策協議会総会会長

兵庫県医師会会長 橋 本章 男

若年者心疾患対策協議会会長 川 島 康 生



(別添7)

## 要 望 書

当若年者心疾患対策協議会は、30余年前の発足以来、東海、北陸、近畿、中国、四国地区の大学等研究機関、府県医師会とともに若年者心疾患の予防、早期発見、ならびに患児の管理・指導といった保健事業に積極的に取り組んで参りました。近年関係省令の改正や財政的な措置により、長年我々が要望して参りました若年者心疾患の管理対策が格段に推進され、その治療が広く行なわれるようになったことは誠に喜ばしいところです。

然し乍らそのような諸施策によっても今日尚治療の対象とする事の出来ない患児が残されております。重度の複雑心奇形や拡張型心筋症、および極めて重篤な川崎病に起因する心疾患の患児達です。

これらの患者は諸外国においては先進医療の一つである心臓移植を受けることによって、1年生存率70乃至80%、5年生存率60乃至70%という成績が得られています。一方我が国においては、成人における心臓移植が可能となった今日尚、海外においてこれを受けるだけの多額の費用を調達することの出来た患児のみが、諸外国においてその地で提供された臓器の移植を受けることにより生命の延長をはかることの出来ているのが現状です。その理由は現在の我が国の臓器移植法では小児の臓器提供が不可能であるからにほかにありません。

この心臓移植手術の遠隔成績は当初とは異なり、術後患者の95%が日常生活に支障なく、成人においては20年以上の生存者も少なからず報告されています。少子化を迎えた本邦において将来の貴重な人的資源ともなる小児を一人でも多く救うため、本邦においても一日も早く小児の心臓移植が開始されることを望むものであります。

つきましては私達は臓器移植法の付則に記された見直しの時期を過ぎた今日、15歳未満の乳幼児、小児においては、親の承諾によって脳死体からの臓器提供を可能にするなどの方法により、この年齢層における患児にも心臓移植を受ける機会が与えられるよう、法律の改訂を要望致します。

平成14年2月10日

第34回若年者心疾患対策協議会総会会長

広島県医師会会長 真田 幸三

若年者心疾患対策協議会会長 川島 康生



衆議院議長 殿

参議院議長 殿

厚生労働大臣 殿